

医療法人 仁正会 鎌田病院
訪問看護ステーションかまだ 介護保険 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人仁正会が開設する訪問看護ステーションかまだ（以下「ステーション」という。）が行う介護保険法、老人保健法及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業所、指定介護予防訪問看護事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。
- この事業は、ステーションの看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、負傷等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条

1. 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切に事業の提供を行う。
2. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように訪問看護ステーションかまだが説明書を用いて説明を行い、契約書面により同意の確認を行う。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業者は、運営会議を設置し事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 訪問看護ステーションかまだ
2. 所在地 福岡県嘉麻市中益 420 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業者との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2. 看護師等

看護師・准看護師の常勤換算方法で2.5名以上となる員数

理学療法士（鎌田病院との兼務） 1名

看護師等は訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

3. 事務職員（鎌田病院との兼務） 1名

必要な事務を行う。

4. 業務の状況に応じて職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日午後～12月31日、1月1日～1月3日、8月13～8月15日は除く。

(12月30日が日曜の場合は休業)

2. 営業時間

月曜日から金曜日までは午前8時30分～午後5時00分までとする。

土曜日は午前8時30分～午後12時30分までとする。

3. 電話等により、24時間常時対応可能な体制とする。

緊急時対応は、常勤看護師が対応する。

(訪問看護の内容)

第6条 ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1. 病状の観察
2. 服薬管理
3. 清拭・洗髪・手足浴爪切り等による清潔の保持
4. 食事及び排泄等日常生活の介助
5. 褥瘡の予防・処置
6. リハビリテーション
7. ターミナルケア
8. 認知症の看護
9. 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導及び助言
10. カテーテル等の管理
11. 医療機器の管理
12. その他医師の指示による医療処置
13. 主治医、介護支援専門員、サービス提供事業者、行政等との連携

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額及び徴収方法等は、次のとおりとする。

1. 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準(介護報酬告示)によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合とする。

(*介護報酬告示は事業所の見やすい場所に掲示することとする。)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、嘉麻市、嘉穂郡桂川町とする。

(緊急時における対応方法)

第9条

1. 看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(守秘義務及びプライバシー保護)

第10条

1. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
利用者又はその家族のプライバシー保護に努める。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持及びプライバシー保護をすべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止のための措置)

第11条

1. 看護師等は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応を実施する。
2. 利用者等の生命又は保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
3. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(その他運営についての留意事項)

第12条

1. ステーションは、社会的使命を十分認識し職員の質向上を図るため研究研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
2. この規程に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守することとする。また、運営に関する重要事項は医療法人仁正会と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規程は、	平成12年 4月1日	から施行する。
		平成18年 4月1日	から施行する。
		平成24年 4月1日	から施行する。
		平成26年 4月1日	から施行する。
		平成28年 10月1日	から施行する。
		平成28年 10月1日	から施行する。
		平成30年 10月1日	から施行する。
		令和4年 12月1日	から施行する
		令和6年 4月1日	から施工する